



ることで可決されました。

補正予算

歳入の主なもの、地方交付税の追加補正、国庫支出金の国庫負担金の減額、国庫補助金では、林道施設災害復旧費、国庫補助金では、農地・農業用施設災害復旧費補助金の減額、村債では災害復旧事業債・辺地対策事業債の減額、繰越明許費では災害復旧費の二十五年度林道施設・公共土木災害復旧費八千六百八十万円を計上。歳出の主なものは財産管理費では公共施設整備基金積立に一億円、塵芥処理費で泰阜クリーンセンター改修工事負担金減による減額、道路維持費では大雪のための除雪重機借上料道路維持修繕工事増による増額、

現年発生農地農業用施設災害復旧費の工事費で全箇所平成二十五年度債務負担行為発注するため減額、公共土木災害復旧費の工事請負金は一部債務負担行為による減額、予備費については災害復旧費の支払い分不確定のため充当額の減額を考慮して追加補正を行い総額で二十三億八千万円となり可決されました。
○国民健康保険特別会計(第二号)
歳入の主なものは国庫負担金の医療給付費等負担金確定による減額、歳出の主なものは退職療養給付費の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による減額など総額三億五千三百万円となりました。また、歳入と歳出の増減分の差額調整として、基金繰入金を千五百九千円減額したことにより、基金繰入総額は二千九百三十五万円となり平成二十四年度末に五千九百九十九万五千円は二十五年度末残金が二千五百万円程になることを報告し可決されました。
○介護保険特別会計(第二号)
歳入の主なものは保険給付費の減に伴う国庫支出金の減額、支払基金交付金の減額、介護給付費準備基金繰入金の減額、歳出の主なものは、地域密着型介護サービス給付費の減額、居宅介護サービス計画給付費の減額、施設介護サービス給付費は利用人数増による増額などで総額三億八千三百五十万円可決されました。
○後期高齢者医療特別会計(第一号)
歳入の主なものは、一般会計繰入金、金の減額、歳出の主なものは保険料徴収額と保険料の軽減額を補てんす

る保険基盤安定分の減額により、広域連合納付金及び総務費の徴収費を減額し総額三千七百八十万円可決されました。
○村営水道特別会計(第二号)
歳入の主なものは、水道使用料の増額などで、歳出の主なものは総務費の水道料金システム用紙代の減額、基金積立の増額、管理建設費では恩田井水管理委託料の減額、上野原配水池送水ポンプ更新工事の減額、給水装置工事費では給水管布設工事費及びメーター器の増額などで総額一億二千二百万円可決されました。
○当初予算
平成二十六年一度一般会計予算及び特別会計予算四会計を可決
(詳細は二・三面に掲載)
○その他の案件
飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結することについて
飯田下伊那診療情報連携システムイズム・リンクへの支援を追加するもので、圏域の医療機関における情報の共有化を図り、切れ目のない安全安心の医療を提供するため、電気通信回線によるネットワークを用いて、それぞれの医療機関が保有する診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステムの運用を支援するものです。
○村道路線の変更について
村道四百五十六号線菅野・廻島地籍の一路線につきまして改良工事による延長・幅員等の変更をすることで可決されました。

意見書
三件の意見書が提出され、採択されました。
●誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書
●T P P 決議の実現を求める意見書
●特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書
陳情書
●介護保険制度見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度にするための意見書提出に関する陳情書について
●介護保険制度見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度を求める陳情書について
●「T P P 決議の実現を求める」意見書採択
●介護保険制度見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度を求める陳情書について
採択



議会だより

第1回下條村議会定例会 平成26年度当初予算等を審議

会期 3月10日から 3月20日まで

平成26年第1回議会定例会は、3月10日に召集され、20日までの11日間の会期で行われました。村長の新年度施政方針と4名の議員より一般質問が行われ、専決処分承認2件、条例制定2件、条例廃止1件、条例改正5件、補正予算5件、26年度予算5件、その他の案件2件、陳情3件、意見書3件が提出され審議の結果28件を承認・可決し閉会しました。

一般質問は、四氏より
初日に行われた一般質問は次のとおりです。
○より魅力ある、ふるさと納税とする為の特典の拡充に向けて
宮嶋 怡正
○国民健康保険税の負担軽減について
金田 憲治
○災害復旧について
○介護保険制度改正による影響について
○人・農地プランの作成状況と今後の取組について
串原 寛治
○平成二十六年二月の観測史上最大降雪量の除雪について
○集落単位連絡員(隣組長)役員手当てについて
福嶋 利治
(一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます)

専決処分の承認
○平成二十四年度(繰越明許)下條村地域武道センター建設工事請負契約の変更に係る専決処分の承認について
請負契約額に変更が生じたものによるもので、変更の内容は建物周辺の駐車場確保のためのU字溝、アスファルト舗装などの増工(当初契約額一億五千四百四十万円に四百九十九万九千九百四十円とするもの)、増工分を勘案した工期の延長契約の専決処分
○条例の制定
下條村新型インフルエンザ対策本部条例の制定について
新型インフルエンザ等緊急宣言が発せられた場合の対応として、市町村行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、下條村の対策本部組織及び運営について必要な事項を規定するため条例を制定することと可決されました。
○条例改正
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
○下條村新型インフルエンザ対策本部条例の制定について
新型インフルエンザ等緊急宣言が発せられた場合の対応として、市町村行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、下條村の対策本部組織及び運営について必要な事項を規定するため条例を制定することと可決されました。
○下條村地域武道センター設置条例を制定する条例について
平成二十四年度(繰越明許)下條村地域武道センター建設工事が完了しセンター設置に伴う設置条例を制定することで可決されました。

特別職報酬等審議会が審議され、平成二十年三月の下條村議会定例会において修正動議にて決議された経過もあり平成二十五年までは役職に関わらず定率九%減額の答申でしたが、村の財政状況の健全化や今後に期待するとして定率七%減額の答申が出され、それを提案し可決されました。
○特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
平成二十五年年度までは経済状況郡下の状況を参考にし特別職報酬審議会の答申では、本則条例で定められた給料月額から役職に関わらず金額で五万円(村長月額の七%相当)を減額してきましたが、健全な財政運営や村への貢献、県・郡下でのリーダー的役割は大きいとして、今回は村長の五%減額に当たる三万六千円を定額で減額する答申がだされ、それを提案し可決されました。
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
平成十八年に国家公務員の給与の構造改革に伴い改正した給与条例により、給与の号俸が改正され、現在の四十五歳以下の職員について、最大で四号俸の昇給抑制されました。そこで人事院勧告では先の給与構造改革における昇給抑制の回復を含めた勧告となり、対象となる職員は平成十八年三月三十一日に在職し、平成二十六年四月一日に四十五歳未満の者は二号俸、四十五歳

以上で三級の者は一号俸を特別昇給する改正で可決されました。
○下條村非常勤消防団員に係る退職償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
平成二十六年四月一日施行予定の「消防団員等公務災害補償責任共済に関する法律施行令等」により、消防団員の退職償金が引き上げられることに伴うもので、内容は団員で五年在籍者の退職償金を五万六千円、それ以外の場合は五万円ずつ引き上げられるものです。対象となる団員は平成二十六年四月一日以降に退職した消防団員について適用する改正で可決されました。
○下條村社会教育委員会に関する条例の一部を改正する条例について
社会教育法では、これまで社会教育委員の基準が同法に規定されていましたが、第三次一括法の改正により社会教育法が改められ社会教育委員の委嘱基準は村の条例で定められることとされました。
この基準に改めるため委員の委嘱基準を学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行うもの・学識経験のあるものを設ける改正で可決されました。
○条例廃止
下條村村民体育館設置条例を廃止する条例について
平成二十四年度(繰越明許)下條村地域武道センター建設工事に伴い、下條村村民体育館を取り壊したため、本条例を廃止す